参考資料１

本資料は、小牧市議会福祉厚生委員会主催団体の意見を聞く会（2021年5月6日開催）において、当センターから現況説明のため使用したものです。

小牧市における成年後見制度の現状と課題について

尾張北部権利擁護支援センター
センター長　山中和彦（社会福祉士）

1

成年後見制度と利用の現状

成年後見制度とは

① 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない状態の方に

② 親族の申立てにより

③ 家庭裁判所が

④ 法律上の権限をもつ支援者（後見人等）を本人につける

⑤ 民法上の制度

成年後見制度のむずかしさ

① 対象者は、認知症・知的障害・精神障害などの福祉と大いに関わりのある方たち。一方で、成年後見制度は、司法の制度で家庭裁判所が窓口で、敷居が高い。

② 明治以来100年続いた禁治産制度は、本人が財産を治めるのを禁じて他人が本人に代わって財産管理する制度であり、その名残が強い。（権利擁護のための制度という考え方が広がっている）

③ 申立てに手間と時間、利用にお金がかかるが、メリットがわかりにくい。現状は、必要に迫られてやむを得ず使うという感じになっている。

④ 判断能力があるかないかを判断するのは、医師である。司法との連携に加えて、医療との連携も必要。

人口・成年後見制度対象者数

	人口 A	６５歳以上人口 B	認知症推定数 C	療育手帳 D	精神保健福祉手帳 E	推定対象者 F (C+D+E)	人口の1% G	成年後見利用者数 H	対象者比 G÷F	人口1%比
小牧市	153,289	36,239	5,436	1,063	1,042	7,541	1,533	128	1.70	8.3
岩倉市	48,068	11,835	1,775	266	345	2,386	481	40	1.68	8.3
大口町	23,886	5,320	798	151	158	1,107	239	26	2.35	10.8
扶桑町	34,621	9,081	1,362	198	243	1,803	346	33	1.83	9.5
合計	259,864	62,475	9,371	1,678	1,788	12,837	**2,599**	**227**	**1.77**	**8.7**

いずれも平成29年度
認知症推定数は、65歳以上人口の15%で計算（出所：H28高齢者白書）
推定対象者数＝認知症推定数＋療育手帳＋精神保健福祉手帳

現在、制度利用者は、推定対象者の1.8%程度。世界的な情勢から「人口の１%以上」という目安もあるが、潜在的ニーズは「人口の１%」としても１割未満である。

成年後見制度利用促進法の制定

2016（平成28）年４月　成年後見制度利用促進法の制定（５月施行）
2017（平成29）年３月　成年後見制度利用促進基本計画

↓

運用を見直して、全国どこに暮らしても成年後見制度の利用が必要な人が利用できる環境を整え、利用を促すことを目指している。

↓

司法制度でありながら、厚生労働省が、運用改善の中心をになっている。

市町村（福祉部門が担当）が具体的に求められていること

① 市町村の利用促進基本計画の策定
→ 令和２年度アンケート調査、３年度本格策定

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置
→ 尾張北部権利擁護支援センターを中核機関に位置づけた

2

尾張北部権利擁護支援センターの中核機関としての役割

尾張北部権利擁護支援センターの概要

・２０１８（平成３０）年４月１日設置
・尾張北部圏域の市町のうち、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の４市町（対象人口約２６万人）で共同設置。
・尾張東部権利擁護支援センター（2013年設置）をモデルにしている。尾張東部は６市町４６万人を対象。

尾張北部権利擁護支援センターの運営費と人員体制

	2018年度（平成30）	2019年度（令和元）	2020年度（令和2）	2021年度予算（令和3）
運営費	21,600,000	19,500,000	21,100,000	24,679,000
（注記）	初期費用込み		消費税課税事業者	嘱託員1人分増額
計画策定	ー	ー	972,400	2,714,000
職員数	常勤相談員２人 事務員１人	常勤相談員２人 非常勤相談員１人 事務員１人	常勤相談員2人 非常勤相談員１人 事務員１人	常勤相談員2人 非常勤相談員１人（※） 事務員１人 ※増員を予定

※経費のうち、小牧市の負担割合は約55%

ケースの発見から成年後見制度利用まで

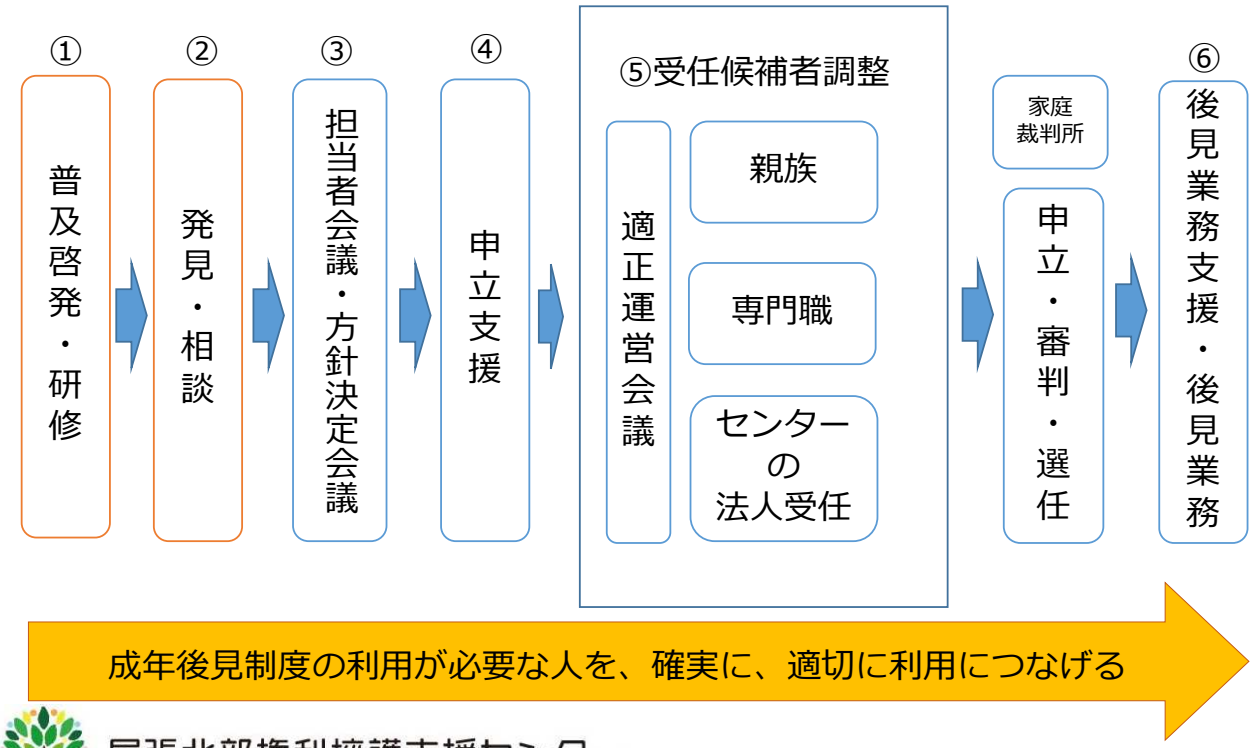

1　普及啓発・研修（人材育成）

1. 住民のための成年後見セミナー（講演会）
2. 権利擁護支援者養成研修（２日間）
3. 行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会
4. 住民のための成年後見制度研修会
5. 地域連携ネットワーク研修会

その他随時研修　１時間程度の勉強会の開催
民生委員協議会、老人クラブ、地域協議会、親の会、
地域包括支援センター、障害者相談支援センター
等々要請に応じて開催

広域型としての工夫

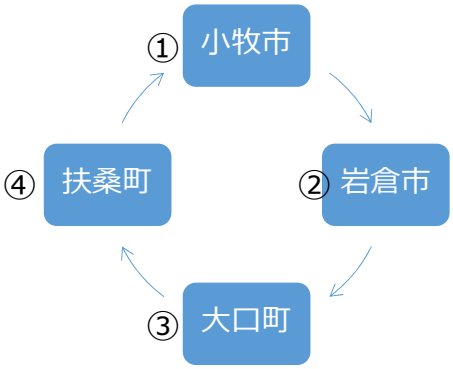

研修会の開催が最も有効な周知方法

- **研修会に参加していただくことで**、理解がひろがり、**相談につながる**

2　相談業務

（１）電話相談（随時）
　　平日　午前９時から午後５時まで

小牧市は、東部市民センターで実施

（２）巡回相談（定期開催）
- 月１回（小牧市は、第１火曜日・・など固定）、各市町社会福祉協議会の相談室などを借りて実施。
- １日３組、予約制（他の市町の会場も利用可）

（３）面談による相談（随時）小牧市の方は、事務所に来られる方が多い

①資料を見ながら説明を聞くことができる

②聞き間違いなどによる誤解が少なくなる

③夫婦や親子で同時に話を聞くことができる

巡回相談会を定期開催することで、市町村広報に掲載できるなど、周知の機会が増える。研修等で周知しているので、市町の窓口やケアマネジャーなどからのご紹介で予約の電話がはいることが多くなってきた。

3　担当者会議・方針決定会議への参加

対象となる方やその御家族が認知症、知的障害、精神障害で、判断能力に心配のある方の場合は、成年後見制度の利用を検討するかどうかから検討する必要がある。最初から権利擁護支援センターにも声をかけていただく。

話しあうこと

①どこでどのような暮らしをされるのか
②成年後見制度を利用するか
③申立てを誰がするか
④候補者は誰が適当か　　等々

市長・町長申立件数

	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
平成27年度	２件	１件	０件	０件	３件
平成28年度	１件	５件	０件	０件	６件
平成29年度	２件	４件	０件	０件	６件
平成30年度	１０件	８件	１件	０件	１９件
令和元年度	５件	４件	０件	０件	９件
令和２年度	２件	６件	０件	１件	９件

○市町村長申立の「ハードル」が下がり、必要な人に、きちんと市町村長申立てができるようになった。
○必要な書類の集め方、関係者との調整をするが、申立書類そのものの作成はしない。
○受理面接には同席する。

4　申立て支援

申立書類は、専門職でなくても、市民の方でも十分作成できますが、初めての方がほとんどで、必要な書類や手順などを教えてもらわないと分かりにくいところがあります。

通常は、家庭裁判所にまでいって相談しますが、当センターで申立書類一式を準備、説明、相談対応しています。２～３回来所していただけば、提出までたどりつけます。（当センターが申立書類の作成をすることはありません。）

市長・町長申立てにあたっても、市担当者、地域包括支援センター職員等とともに、情報収集、助言などお手伝いしています。

１回目

必要書類の集め方、書類の書き方の説明

申立て支援

ご自分で戸籍を取り寄せたり、書類を書いたり・・・。

２回目

書類の確認、不足書類、記載の不備などの助言

申立て支援

必要書類の収集、記載内容の修正等

３回目

最終確認、家庭裁判所への申立手順確認

申立て支援

家庭裁判所への申立て

5　受任候補者調整

老人福祉法　(後見等に係る体制の整備等)
第32条の2　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その 他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。　（平成２４年４月１日施行）

すくなくとも市長・町長申立てにあたっては、申立て書類の候補者欄に市町の責任で候補者を推薦する必要があると考え、受任者調整をしています。

適正運営委員会でどの専門職種が適切か審査

各専門団体に推薦依頼

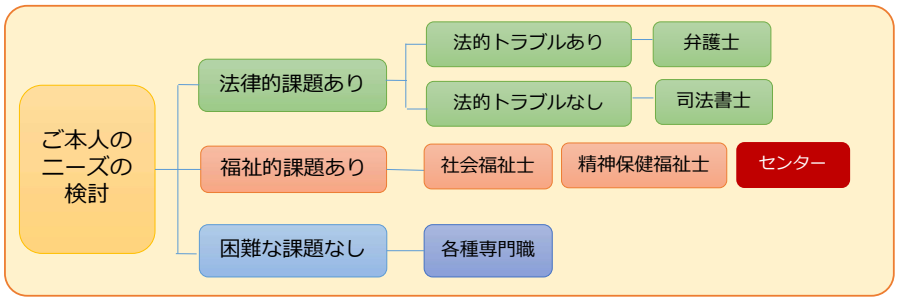

6　後見人支援

親族後見をされている方の中には、家庭裁判所に提出する書類がうまく作れない、また、本人の身上監護のためのお金の使い方について、よくわからないという方もあります。

研修を受けた社会福祉士などの専門職でも、はじめての後見人就任には不安があります。そこで、センターが最初はフォローしますということで、受任していただけることもあります。また、施設等との話し合いの中で、初任者だというべきこともいえないので、そこに立ち会ったりしています。

法律職の後見人の方は、福祉の制度や社会資源についてよくわからないということでよく相談にこられます。

【チーム支援にむけて】成年後見制度利用前からの支援者とのチーム作りのため、顔合わせ、方針確認の場を設定。その後も、権利擁護支援センターが間に入って、検討会議などを行っています。

後見人の位置づけ

ご本人は、多くの支援者の支援をうけながら暮らしています。

成年後見人等は、新しい支援者仲間になります。

支援者チームに、

①法律上の権限をもっている
②亡くなるまで寄り添うことのできる

支援者が一人加わるのです。

3

現状の課題

現状の課題①　後見人候補者が不足

専門職後見人候補者の不足

・家庭裁判所は、福祉専門職が適当と判断すると愛知県社会福祉士会に推薦依頼をするが、同会はこれに答えられていない現状。
・地域に法律職（弁護士、司法書士）が少ない現状。

４つの方向での取組

① 親族後見人の支援
② 専門職後見人の支援
③ 法人後見実施機関の拡充
　→ 社会福祉協議会、その他の法人
④ 市民後見人の養成
　→ 地域福祉としての市民後見

現状の課題②　新しい社会資源の創造

一人暮らし高齢者、夫婦のみ高齢者への公的な支援が必要

①　入院、入所への不安

②　実際に、脳梗塞等で病院に運ばれることがある

社会福祉協議会など、公的な機関がこれに取り組む動きが全国的に広がりつつある。（名古屋市社協、高知市社協などの例）

※いわゆる「身元保証会社」は、監督機関がないため不適切な事例が少なくない。当センターに相談された方にはおすすめしていない。

現状の課題③　権利擁護のネットワークの構築

（複合的な権利擁護にかかわる課題）発達障害や軽度の知的障害をもつ息子が仕事につけず、老親の年金をあてにして暮らしている。老親が認知症になり、介護が必要となってきているが、適切に対応できない。

○息子が老親の介護保険の利用を制限することなど虐待につながるケースもある。

○成年後見制度を利用することで、親の年金は原則として親のために使うことが求められるので、困窮者支援担当・生活保護担当等との連携が求められる。

○複合的な課題がある家族に連携して関われる仕組みづくり。

連携を担う組織あるいは仕組みづくり

4

展望

尾張北部権利擁護支援センターの役割

ひとりひとりのかけがえのない人生を支援する

認知症になっても、障害があっても安心して暮らせるまちづくり

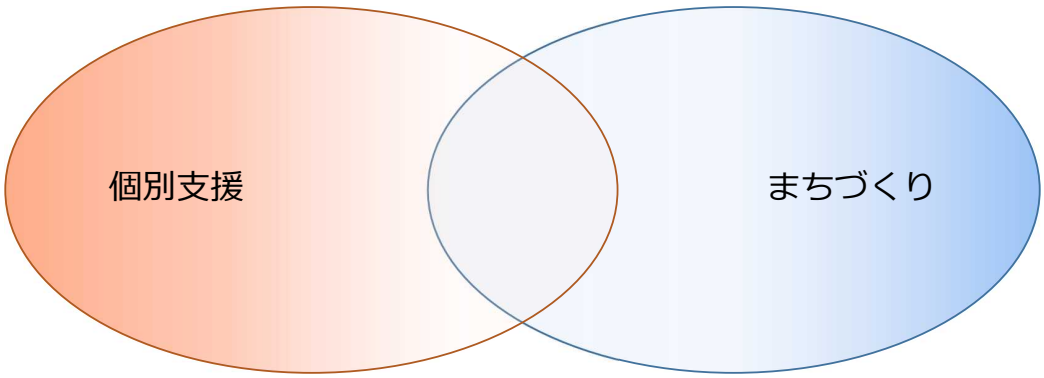

個別支援をにないつつ、まちづくり（社会資源づくり）を進める

尾張北部権利擁護支援センターの展望

先行モデルとしての尾張東部権利擁護支援センターの概要
○設置年月　2011（平成23）年10月
○対象市町　瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町　約46万人
○予算規模　当初20,000千円→2020年度 委託料41,482千円＋後見報酬10,700千円
○職員数　　当初３人　→　１０人
○公用車　　５台

尾張北部権利擁護支援センターが「存在感のある」組織になること。
＝「権利擁護に取り組むまち」の象徴として

○権利擁護の地域連携ネットワーク（司法・医療・福祉）の要となること。
○社会資源づくりをどんどんて提言し、場合によっては自ら実現していくこと。
・市町から委託を受けて実施すること（委託事業）
・市町から助成を受けて実施すること（助成事業）

連絡先

電話番号　　0568-74-5888
ファックス　0568-74-5855
メール　mail@owarihokubu-kenriyougo.net

参考資料

「成年後見事件の概況」から

① 申立件数
② 男女比・年齢別
③ 開始原因別
④ 利用者の数
⑤ 後見、保佐、補助、任意後見の割合
⑥ 受任者の親族の割合
⑦ 第三者後見人

①申立件数の推移

① 総数は、増えている。
② 後見は減り、保佐、補助が増えている。
③ 任意後見監督人選任は、700件あまり

（資料1） 過去5年における申立件数の推移

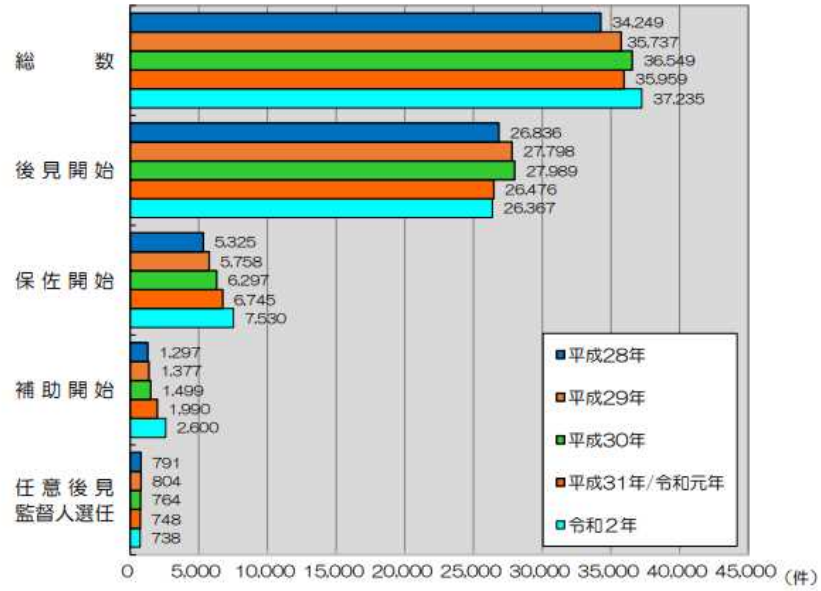

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

②男女比・年齢別

① 本人の男女別割合は，男性が約４３．４％，女性が約５６．６％
② 男性の方が早くから利用している。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

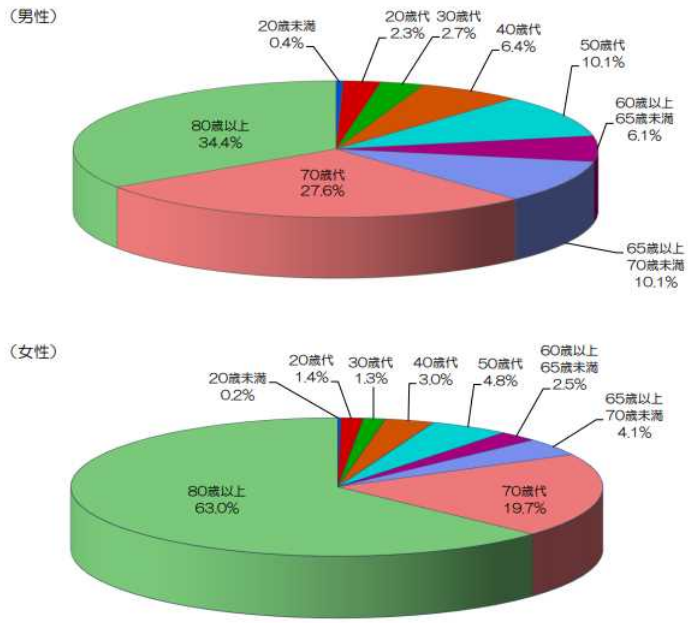

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

③開始原因別

認知症の方が６４.１％、ついで、知的障害９.９％、統合失調症９.０％

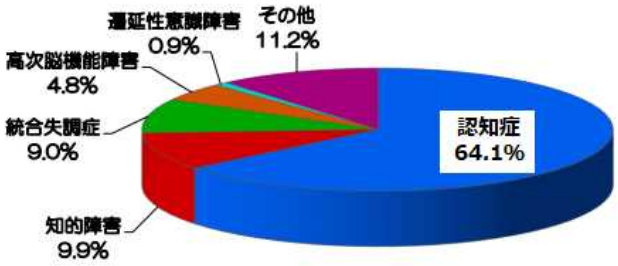

開始原因「その他」には，発達障害，うつ病，双極性障害，アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

④利用者の数

① 総数で、２３万人
② 後見75.2%、保佐18.3%、補助5.3%

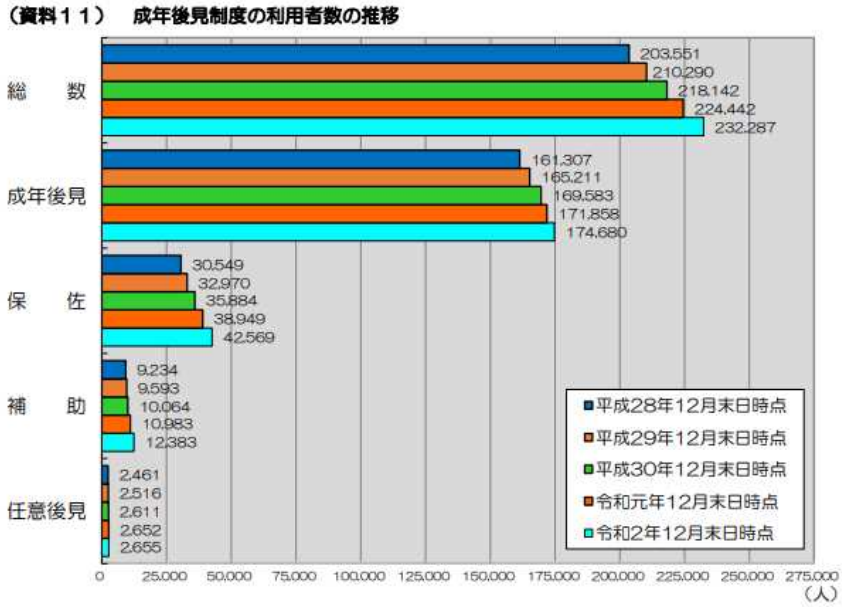

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

⑤後見、保佐、補助、任意後見の割合

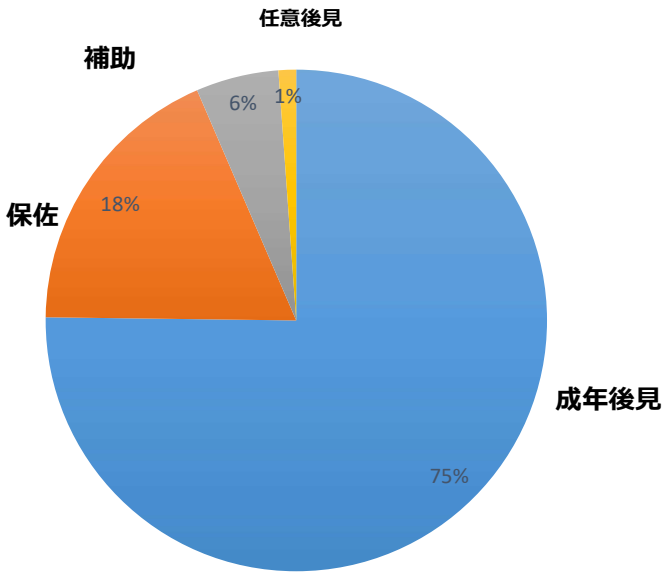

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

⑥受任者の親族の割合

成年後見人等と本人との関係別件数・割合

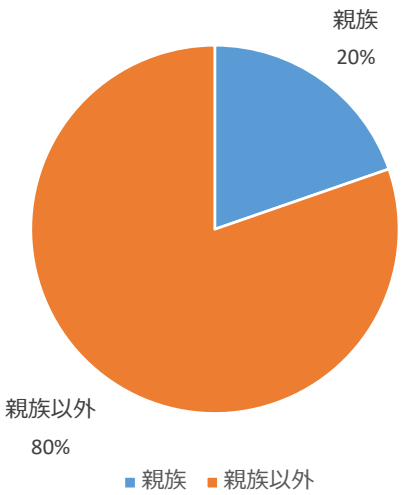

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

⑦第三者後見人

①親族以外が、８割。
②司法書士、弁護士、社会福祉士の順。

親族以外は、報酬がかかる。
月額２万円から３万円
財産が多いとさらに５万円ぐらい。

専門職等	人数（人）	割合（%）
弁護士	7,731	**26.2**
司法書士	11,184	**37.9**
社会福祉士	5,437	**18.4**
社会福祉協議会	1,455	4.9
税理士	61	0.2
行政書士	1,059	3.6
精神保健福祉士	36	0.1
市民後見人	311	1.1
その他法人	2,034	6.9
その他個人	214	0.7
合計	29,522	100.0

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

申立ての４分の１は、市町村長申立て

（資料４）　申立人と本人との関係別件数・割合

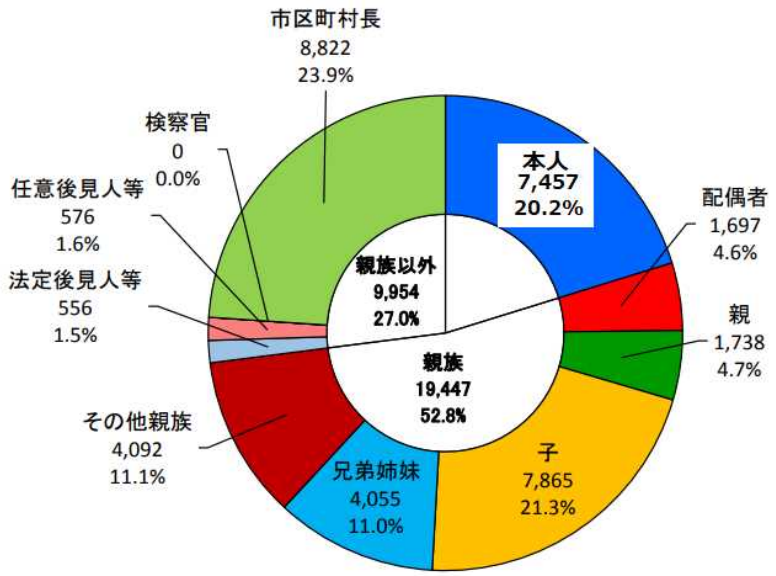

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

尾張北部権利擁護支援センター運営協議会において行政向けに説明した資料

市民後見人の養成について

尾張北部権利擁護支援センター
センター長　山中和彦

市民後見人紹介ビデオ

製作：尾張東部成年後見センター

尾張北部権利擁護支援センターのホームページから視聴できます。

メニューから【資料集】ー【市民後見推進事業】を選択

市民後見人養成の流れ（尾張東部の実績）

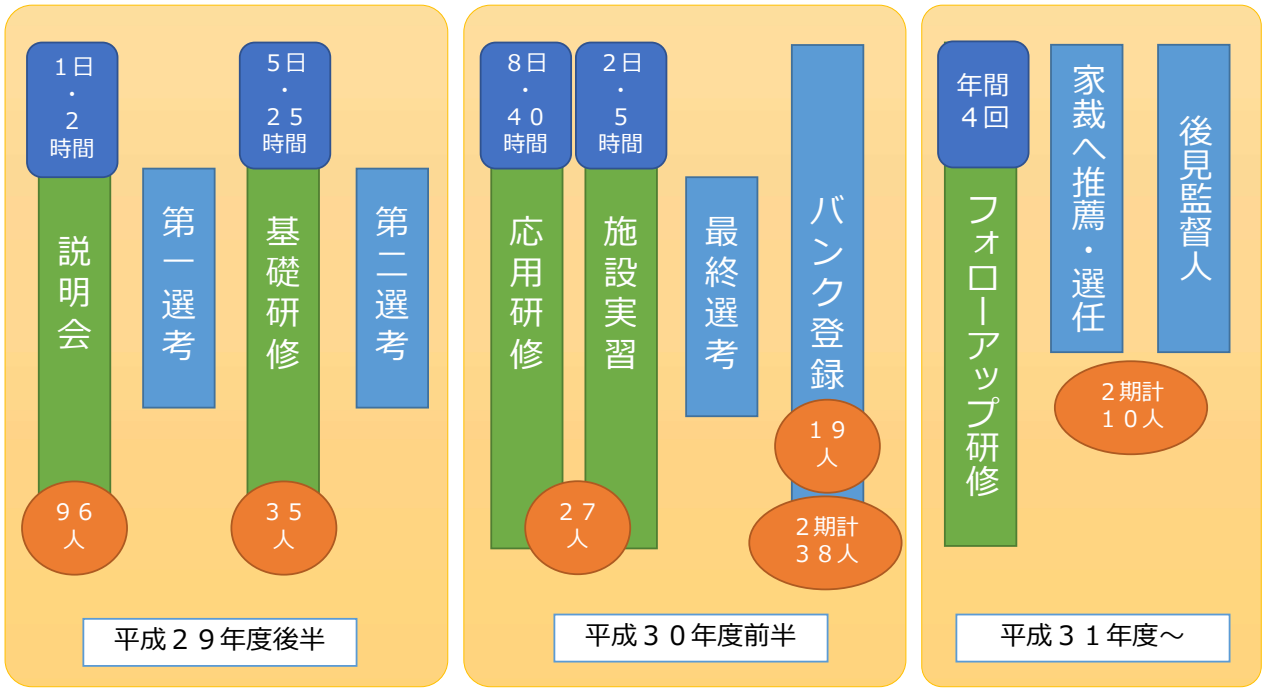

市民後見人の担当する被後見人像

- リレー方式
  - センターが受任していた人が落ち着いたので、市民後見人に引き継ぐケース
- 直接担当方式
  - 施設入所している（又はする予定）で、法的な課題や虐待などの福祉的課題のない人

家庭裁判所は、権利擁護支援センターが、指導することを条件に選任

市民後見人になる人

- 全く資格をもたない市民
- 福祉系の資格をもっている市民
  - 介護福祉士
  - ケアマネージャ
  - 社会福祉士で「ぱあとなぁ」の研修未受講者
- 看護師など医療系の資格をもっている市民

原則無報酬（実費弁償あり）、一人一案件のみ限定とすることで、収入を得ることを意図する方ではなく、ボランティアで社会貢献をしたいという人になっていただく。

市民後見人養成研修受講生の活躍の場

- 市民後見人
- 日常生活自立支援事業の支援員
- 法人後見の支援員
- 民生委員

専門職の後見候補者の不足に対応するという（受け身の）面だけでなく、地域福祉、共生社会への実現に向けた取組として、積極的に捉える視点がたいせつ。

法的な権限をもった市民の参加